

北上市告示甲第14号

北上市農業経営拡大推進事業費補助金交付要綱（令和3年北上市告示甲第41号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月19日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
<p>(補助対象者)</p> <p>第2 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する認定農業者又は中心経営体に位置付けられている、若しくは位置付けられる見込みである農業者であること。ただし、<u>法人組織</u>は除く。</p> <p>(2) 水稻等の経営面積の合計が5ヘクタール以上であること。</p> <p>(3)・(4) [略]</p>	<p>(補助対象者)</p> <p>第2 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する認定農業者又は中心経営体に位置付けられている、若しくは位置づけられる見込みである農業者であること。ただし、<u>法人及び集落営農組織（規約及び代表者を定め、農産物について共同で販売及び経理を行う組織をいう。）</u>は除く。</p> <p>(2) 水稻等の経営面積の合計が5ヘクタール<u>（中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）に規定する中山間地域等直接支払交付金の交付の対象となる区域（以下「中山間地域等」という。）で経営する農業者にあつては、2ヘクタール）</u>以上であること。</p> <p>(3)・(4) [略]</p>

(補助対象経費)

第3 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、農業用ハウス1棟分の資材又はフォークリフト1台の購入に要する経費とする。ただし、消費税及び地方消費税の額を除く。

(補助金の額等)

第4 補助金の額は、補助対象経費の4分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、農業用ハウスの資材の購入に係る補助金にあつては20万円、フォークリフトの購入に係る補助金にあつては50万円を上限とする。

2 [略]

(処分の制限)

第9 補助事業により取得した農業用ハウス及びフォークリフ

(補助対象経費)

第3 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる資機材の購入に要する経費（消費税及び地方消費税の額を除く。）とする。ただし、第7号から第9号までに掲げるものにあつては、中山間地域等で経営する農業者に限る。

(1) 農業用ハウス1棟分の資材

(2) フォークリフト

(3) フレコンスケール

(4) 糞摺り機

(5) 乾燥機

(6) 色彩選別機

(7) トラクター

(8) 田植機

(9) コンバイン

(補助金の額等)

第4 補助金の額は、補助対象経費の4分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、50万円を上限とする。

2 [略]

(処分の制限)

第9 補助事業により取得した資機材は、耐用年数が経過する

上は、耐用年数が経過する前に譲渡、交換、取壊し又は廃棄をしてはならない。ただし、市長が認めた場合は、この限りではない。

前に譲渡、交換、取壊し又は廃棄をしてはならない。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

備考 改正部分は、下線の部分である。